

警報発表時の登校について 2019年4月1日改正

2019年4月1日から本校の登校・始業時間が変更されました。それにともない、警報解除後の登校時間を下記下線部のように変更します。その他の規定については特に変更箇所はありません。(今回変更部は下線太字)

1 該当区域に気象の警報、または特別警報が発表された場合

◎ 「暴風警報」または「大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪のいずれかの特別警報」が発表された場合

A 午前10時まで解除されなかった場合・・・休校

B 警報が解除された場合

午前7時まで解除された場合・・・・・・・・・・定刻登校

午前8時まで解除された場合・・・・・・・・・・9時45分登校

午前9時まで解除された場合・・・・・・・・・・10時45分登校

午前10時まで解除された場合・・・・・・・・・・11時45分登校

◎ 警報、または特別警報の該当する区域

(1) 「北大阪」「大阪市」

(2) 「阪神」

「北大阪」「大阪市」「阪神」のいずれかの区域で「暴風警報」または「大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪のいずれかの特別警報」が発表されている場合は、上記AまたはBを参照してください。

②1 上記以外の区域に「暴風警報」「特別警報」が発表された場合、その区域に居住する生徒は保護者を通じて学校に連絡を入れて、上記AまたはBの措置に従うこと。有効(出席)扱いとします。

②2 暴風以外の警報が発表された区域居住生徒で、道路状況交通機関の乱れ等やむを得ない事情による遅刻・欠席については後日確認を経た上で、特別に配慮します。

また「洪水警報」「浸水警報」が発表された区域居住生徒は、自宅周辺と通学路の安全を見極めた上で、危険と判断された場合は自宅待機してください。その際の遅刻・欠席については後日確認を経た上で、特別に配慮します。

②3 居住区域の市町村長から「避難指示」が発表された場合は、その指示に従ってください。

◎ 定期考査日に「暴風警報」「特別警報」が発表された場合

(1) 午前7時まで解除されなかった場合・・・・・・・・休校

(その日の考査科目は定期考査最終日の次の日に設定します)

(2) 午前7時まで解除された場合・・・・・・・・・・定刻登校

(1限開始に間に合わない生徒に対しては、特別に配慮します)

◎ 登校後警報または特別警報が発表された場合は、生徒の安全確保のため、気象その他の動静を見ながら適宜学校が判断します。